

## 令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,116千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		千円 280,029	千円 Δ62,100	千円 217,929
	1 雑入	280,029	Δ62,100	217,929
2 繰越金		0	4,984	4,984
	1 繰越金	0	4,984	4,984
歳入合計		280,029	Δ57,116	222,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 庁用管理費		千円 280,029	千円 Δ57,116	千円 222,913
	1 庁用管理費	96,729	Δ17,916	78,813
	2 文書管理費	183,300	Δ39,200	144,100
歳出合計		280,029	Δ57,116	222,913